

令和元年度

水防県央支部大田地区水防計画

島根県県央県土整備事務所
大田事業所

TEL:0854-84-9748 FAX:0854-84-9755

目 次

第1章 総則

- 1. 1 水防県央支部大田地区水防計画の目的 1
- 1. 2 用語の定義 1~4

第2章 水防組織と責任

- 2. 1 島根県下の水防組織 5
- 2. 2 水防関係機関一覧表 6
- 2. 3 水防の責任等 8~9
- 2. 4 水防訓練等 10

第3章 重要水防区域及び危険な箇所

- 3. 1 重要水防区域 11
- 3. 2 危険な箇所 12~13

第4章 水防体制

- 4. 1 水防支部（大田地区）の体制 14
- 4. 2 水防管理団体の体制 14
- 4. 3 管内水防関係機関との連絡 14

第5章 水防活動

- 5. 1 気象予警報の伝達系統図 15
- 5. 2 雨量及び水位の観測 15
- 5. 3 雨量・水位の観測システム及び利用可能な関係機関 16
- 5. 4 欠測時の措置 17
- 5. 5 水位通報 17
- 5. 6 水位周知 17~18
- 5. 7 水防警報 19
- 5. 8 ホットライン 20
- 5. 9 ダムからの通報 20
- 5. 10 ダム、水門、樋門、堰の操作 20
- 5. 11 河川等の巡視 21
- 5. 12 水防機関等の出動と出動後の水防活動 21
- 5. 13 河川管理者の協力及び援助 21
- 5. 14 水防資材器具等の整備並びに輸送 22
- 5. 15 記録、報告 22
- 5. 16 水防体制サービス要領 23~24

【別表】

別表1	水防体制編成表	25
別表2	非常時体制業務分担表	26
別表3	令和元年度水防県央支部大田地区水防体制表	27
別表4	堰一覧表	28
別表5	水門一覧表	29~30
別表6	ダム一覧表	31
別表7	ダム機能表	31
別表8	ダム関係通報系統図	32~33
別表9	県有水防倉庫並びに現有資材器具一覧表	34
別表10	水防県央支部大田地区管内の水防管理団体倉庫 並びに現有資材器具一覧表	34
別表11	水防県央支部大田地区管内水防倉庫位置図	35~36
別表12	水防輸送車輛配置一覧表	37
別表13	水防活動、避難勧告、被害状況等の情報伝達系統図	38~40

【様式】

	水位通報用紙	41
23号表	水位周知用紙	42~47
	水防警報用紙（待機、準備、出動、指示、解除）	48~52
	記録表	53
31号表	総括（水防管理団体→水防支部→水防本部用）	54
32号表、33号表	被害情報	55~56
出水様式-3	緊急復旧情報	57
35号表	水防活動報告様式	58
35号表	水防活動実施報告	59

第1章 総 則

1. 1 水防県央支部大田地区水防計画の目的

この水防計画は、水防県央支部大田地区（県央県土整備事務所大田事業所）の水防業務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を定め、これにより管内の河川、海岸の洪水、雨水出水、津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

1. 2 用語の定義

(1) 水防本部

島根県における水防を総括するため土木部河川課内に常置している機関で、知事を本部長としている。

(2) 水防支部

水防本部の出先機関として各県土整備事務所内に常置している機関で、事務所長を支部長としている。事業所を所管する水防支部においては、事務所長を地区長とし、地区長は当該地区内の水防業務を担当する。

(3) 水防管理団体

市町村。（法2②）

（注）水防法では水防管理団体として、市町村の他に水防事務組合や水害予防組合を想定しているが、島根県には該当がない。

(4) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長。（法2③）

(5) 指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるもので知事の指定した水防管理団体。（法4）

(6) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長、消防本部を置かない市町村にあっては消防団長。（法2⑤）

(7) 消防職員

消防本部員、消防署員。

(8) 水防団

水防活動に従事する消防団について、本書では便宜上、水防団と記述している。

(9) 水防団員

水防活動に従事する消防団員について、本書では便宜上、水防団員と記述している。

(10) 重要水防区域

過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれ大きい河川の区間、又は堤防が決壊した場合、その背後地及び下流に甚大な被害を与えると予想される河川の区間。

(11) 危険な箇所

洪水及び高潮に伴う水があふれる箇所、漏水、深掘れ等により決壊が予想される箇所。

(12) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域。(法14①)

(13) 氾濫注意情報

氾濫注意水位に到達したときに発表される。

(14) 氾濫警戒情報

避難判断水位に到達したときに発表される。市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安とする。

(15) 氾濫危険情報

氾濫危険水位に達したときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、市町村は避難勧告等発令の判断の目安とする。

(16) 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法2⑧、法16)

(17) 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

(法13①、②)

(18) 水位到達情報

国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、下記(19)～(21)のあらかじめ定めた水位の到達に関する情報。

(19) 水防団待機水位(通報水位)

洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位。

(法12①)

(20) 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による被害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位。この水位を超えるときは、この計画で定めるところにより、公表しなければならない。(法12②)

(21) 避難判断水位

氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位である。

(22) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

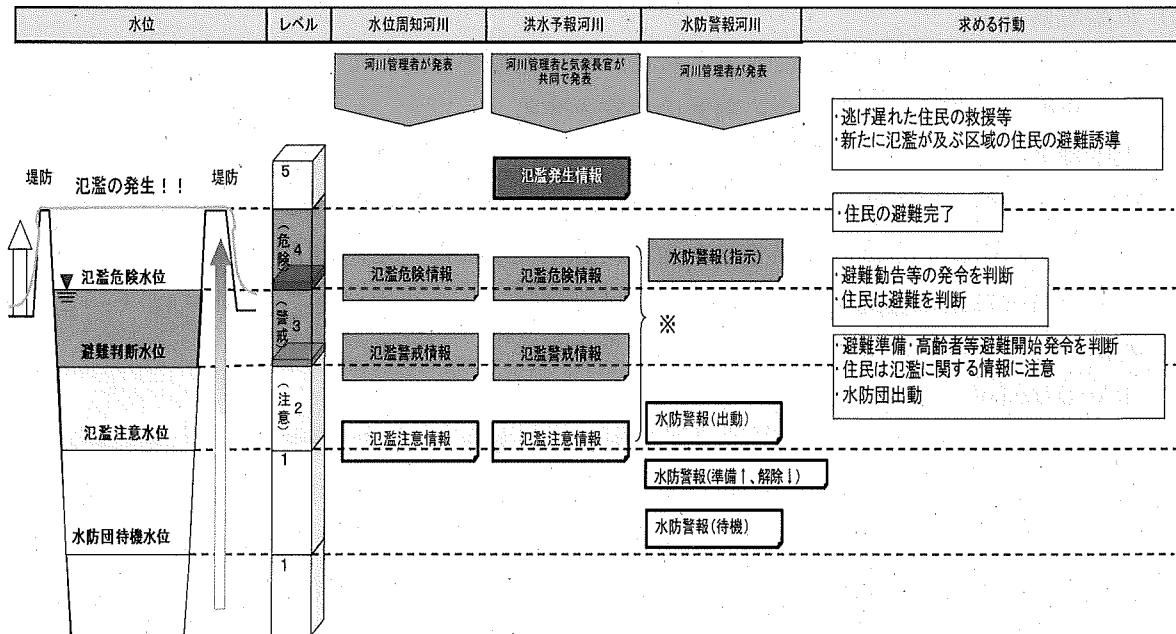
洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じ、氾濫のおそれがある水位。

市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

※河川計画や事業実施においては堤防設計水位である計画高水位を使用

(23) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。（法15の6）



水位決定根拠

氾濫危険水位

検討 計画高水位もしくは天端からリードタイムを考慮した水位のいずれか低い方の水位
 ※リードタイム：避難勧告の発令、情報伝達及び避難等に要する時間

避難判断水位

検討 氾濫危険水位に達するまでの間に避難所を開設するのに必要な時間を考慮した水位

氾濫注意水位

1) 改修済みの河川
 検討① その水位に対する流量が計画高水流量の約5割の水位
 検討② 平均低水位から計画高水位までの下から6割の水位
 検討③ 約3年に一回起こる程度の水位
 2) 未改修部の河川
 検討① 平均低水位から堤防上端までの5割程度の水位
 検討② 約3年に一回起こる程度の水位

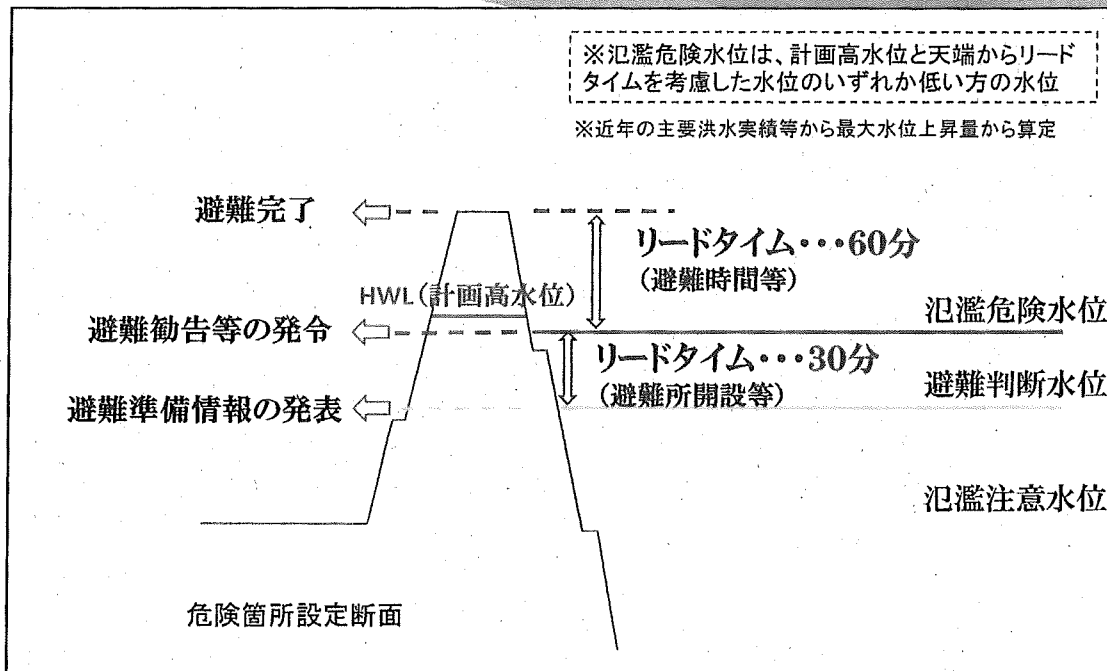
融雪洪水河川、急流河川等災害の起こる恐れがある地域特性や既往洪水の被害発生状況等も考慮して総合的に定める。

水防団待機水位

1) 改修済みの河川
 検討① その水位に対する流量が計画高水流量の約2割の水位
 検討② 1年に5～10回起こる程度の水位

水防団待機水位から氾濫注意水位に到達する時間を考慮して定める。

水位設定根拠の補足



2. 2 水防関係機関一覧

1. 水防本部、水防支部(地区)

名称	所在地	担当部課名	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線FAX	備考
島根県水防本部	松江市殿町1	土木部河川課	0852-22-6363 300-2-6363	0852-22-6356 300-2-6356	
水防県央支部	川本町大字川本265-3	維持管理部管理課	0855-72-9616 324-2-9616	0855-72-9645 324-9645	
大田地区	大田市大田町大田イ1-3	大田事業所管理課	0854-84-9748 334-2-9748	0854-84-9755 334-2-9755	

2. ダム(島根県土木部所管)

名称	所在地	担当部課名	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線FAX	備考
三瓶ダム管理所	大田市三瓶町イ849-24		0854-86-0530 342-211	0854-86-0284 342-230	体制時
県央県土整備事務所 大田事業所 ダム課	大田市大田町大田イ1-3		0854-84-9753 334-2-9753	0854-84-9755 334-2-9755	通常時

3. 水防管理団体(指定水防管理団体)

団体名	所在地	担当部課名	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線FAX	水防対象主要 河川名
大田市	大田市大田町大田ロ1111	総務部危機管理課	0854-83-8009 501-5	0854-82-2826 501-1	静間川、三瓶川 大原川他

4. 国の機関

名称	所在地	担当部課係名	NTT電話番号 マイクロ電話番号	NTT FAX マイクロFAX	備考
国土交通省 出雲河川事務所	出雲市塩冶有原町5-1	防災情報課	0853-20-1764 731-282	0853-21-2878 731-359	
国土交通省 浜田河川国道事務所	浜田市相生町3973	河川管理課	0856-22-2480 736-306	0856-23-5023 736-339	
第八管区海上保安部 浜田海上保安部	浜田市長浜町1785-16	警備救難課	0855-27-0770	0855-27-0771	防災行政無線電話 番号580-5
松江地方気象台	松江市西津田7-1-11		0852-21-4958	0852-21-6656	防災行政無線電話 番号435-5

5. 県災害対策本部事務局、地区災害対策本部総務班

名称	所在地	担当部課係名	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線FAX	備考
防災危機管理課	松江市殿町1	防災危機管理 第一グループ	0852-22-5885 300-2-5885	0852-22-5930 300-2-5930	
県央県土整備事務所 大田事業所	大田市大田町大田イ1-3	業務課	0854-84-9725 334-2-9725	0854-84-9755 334-2-9755	

6. 県警本部、警察署

名称	所在地	担当部課係名	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX	備考
大田警察署	大田市大田町大田イ1-3	警備課	0854-82-0110 531-5	0854-82-7227	

7. 鉄道、通信、電力事業者

名称	所在地	担当部課係名	電話番号	FAX番号	備考
西日本旅客鉄道(株) 米子支社	米子市弥生町2	施設課	0859-32-8105 夜・休日32-6383	0859-32-5830 夜・休日31-5378	
西日本電子電話(株) 島根支店	松江市東朝日町102	災害対策室	0852-20-7695	0852-20-7921	
中国電力(株)島根支社	松江市母衣町115	島根支社 総務グループ	0852-27-1113	0852-32-0620	

2. 3 水防の責任等

1. 水防県央支部大田地区の責任

- ① 現地における状況を適確に把握し、水防本部、水防管理団体及びその他の水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防管理団体が実施する水防活動の報告を求め助言・勧告を行うなど指導応援をしなければならない。
- ② 知事が指定した河川について、この水防計画に定めるところにより氾濫危険水位等に達した場合、水位到達情報を水防関係機関及び関係市町村長に通知しなければならない。
- ③ 知事が指定した河川について、この水防計画の定めるところにより水防警報を発表し、かつその警報事項等を水防関係機関に通知しなければならない。
- ④ ダム、水門、樋門等の施設について、自ら管理する施設の管理を十分に行うとともに、許可工作物の管理者に対しては適宜水防情報を連絡し、開閉等の操作状況を把握しなければならない。
- ⑤ 水防倉庫の資機材については、毎年出水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。

2. 水防管理団体（大田市）の責任（法3、法9、法15、法17、法33①②③④）

- ① 水防管理団体は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。
- ② 指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。
- ③ 指定水防管理団体の水防管理者は、毎年増水期（増水期とは、大田では6月15日～10月20日まで）までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。
- ④ 指定水防管理団体の水防管理者は、②により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては、当該市町村防災会議に諮るとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- ⑤ 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め又は変更したときはその要旨を公表するよう努めなくてはならない。
- ⑥ 指定水防管理団体の水防計画は、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- ⑦ 区域内の河川堤防等を巡視し水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川海岸堤防等管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- ⑧ 水防警報の発表があつたとき又は水防活動が必要と認められたときは、水防団及び消防機関に出動の準備をさせなければならない。
- ⑨ 水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。
- ⑩ 洪水浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

・洪水予報、水位到達情報の伝達

- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ・災害対策基本法第48条第1項の防災訓練の実施に関する事項
 - ・浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等
 - ロ 用配慮者利用施設
 - ハ 大規模な工場その他の施設（申し出があった施設に限る）
- また、浸水想定区域をその区域を含む市町村の長は住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

3. ダム設置者の責任（河川法46）

ダムの設置者は、洪水が発生し又は発生するおそれがある場合には、水位、流量等の観測結果及び当該ダムの操作状況を河川管理者及び知事に通報しなければならない。

4. 居住者の義務（法24）

当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から出動の要請があればこれに協力し、水防に従事しなければならない。

2. 4 水防訓練等

1. 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年増水期前に1回以上、水防訓練を行うものとする。また、指定水防管理団体以外の水防管理団体についても、毎年増水期前に1回以上、水防訓練を行うよう努めなければならない。なお、演習要領は所轄水防支部長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

2. 連絡協議会等

水防支部は、毎年増水期前に、管内水防管理団体及び関係機関との連絡協議会等を開催し、危険な箇所、重要水防区域、水防資機材等の共同点検を行うものとする。

3. 大規模氾濫減災協議会（法15条の9、法15条の10）

各協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」について、各機関がそれぞれ又は連携して取組を推進するものとする。

第3章 重要水防区域及び危険な箇所

3.1 重要水防区域

重要水防区域は、過去の増水により甚大な被害があり、今後もそのおそれの大きい区間、又は、堤防が決壊した場合その背後地、及び下流に甚大な被害を与えると予想される区間で次の(1)～(7)を基準として定めている。

- (1) 既往水害で被災し未復旧の区間。
- (2) 未改修河川で過去に水があふれた箇所、浸水した区間。
- (3) 既設堤防護岸が低く、日雨量100mm又は時間雨量30mm以上となった場合、水が溢れる箇所、浸水のおそれがある区間。
- (4) 土石流の顕著な河川で、河床埋没のため決壊のおそれがある区間。
- (5) 水衝部であって、洪水時急激に基礎部が深掘れし、決壊のおそれがある区間。
- (6) 改修済、及び復旧済であるが、万一決壊すれば重大な被害をもたらすことが予想される区間。
- (7) 堤防兼用の重要道路で、被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される区間。

水系名	河川名	区 域	左右岸別	延 長 (m)
静岡川	静岡川	自：大田市川合町（善性寺前） 至： " 静岡町（河口）	左	9,800
		自：大田市川合町（善性寺前） 至： " 静岡町（河口）	右	9,800
	三瓶川	自：大田市大田町（日ノ出橋） 至： " 静岡町（静岡川合流点）	左	5,000
		自：大田市大田町（日ノ出橋） 至： " 静岡町（静岡川合流点）	右	5,000
宅野川	宅野川	自：大田市仁摩町宅野（鉄道橋） 至： " " "（河口）	左	900
		自：大田市仁摩町宅野（鉄道橋） 至： " " "（河口）	右	900
潮 川	潮 川	自：大田市仁摩町大国（松浦橋） 至： " " 仁万（河口）	左	2,600
		自：大田市仁摩町大国（松浦橋） 至： " " 仁万（河口）	右	2,600

3. 2 危険な箇所

危険な箇所は、洪水、高潮にともない水があふれる箇所、漏水、深掘れ等により決壊のおそれがある箇所で、次表の基準により定めている。

番号	河川名	位置	左右岸	延長 m	種別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理 団体名
大-1	潮川	大田市仁摩町 仁万	右	105	堤体強度 水衝	B	強度不足 水衝	木流工	大田市
-2	"	"	左	300	水衝 深掘れ	B	水衝 深掘れ	木流工 むしろ張工	"
-3	宅野川	大田市仁摩町 宅野	左	710	河積	B	河積不足	積土のう工	"
-4	"	"	右	710	"	B	"	"	"
-5	静間川	大田市静間町	左	500	"	B	"	"	"
-6	銀山川	大田市大森町	左	1,000	"	B	"	"	"
-7	"	"	右	1,000	"	B	"	"	"
-8	湯里川	大田市 温泉津町湯里	右	100	"	B	"	"	"
-9	小浜川	大田市 温泉津町小浜	左	200	"	B	"	"	"
-10	"	"	右	400	"	B	"	"	"
-11	忍原川	大田市 水上町三久須	右	70	水衝	B	水衝	木流工	"
-12	笹川	大田市 静間町笹	左	1,000	河積	B	河積不足	積土のう工	"
計		12箇所		6,095					

○危険な個所の基準（県管理河川）

種 別	重 要 度		
	A	B	C
河 積	通水断面の不足によって例年水があふれる危険がある箇所。	通水断面の不足によって、3～5年に1回以上水があふれる危険があり、水があふれた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
堤防断面	計画堤防断面に対して一連の堤防のうち、部分的に狭小であり、上端幅も狭いもの。（一般的に刃堤といわれるもので堤防断面積あるいは天端幅が、計画の2分の1以下のもの）	計画堤防断面に対して堤防断面が不足して、上端幅も計画より狭いもの。（一般に暫定断面で施工されたもので、堤防断面積が計画の3分の2以下の区間）	計画堤防断面に対して、堤防断面が不足していて、上端幅も計画より狭いもので、かつ重要度の少ない区間。
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等により、堤防斜面の崩れ、急激な沈下等の実績があつてなお予想される箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等で、堤防斜面の崩れ、沈下等が予想される箇所。 完成後1年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。	A、B以外で堤防斜面の崩れ等のおそれがある箇所。完成後2年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。
漏 水	堤体あるいは基礎地盤から漏水の実績があるもの。また、そのおそれが十分にあるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して暫定的に措置を講じたが、なお、対策を講ずる必要がある箇所。	A、B以外で漏水、堤防斜面の崩れのおそれがある箇所。
水 衝	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸等が度々破損し、又は、堤防の決壊又は堤防の決壊寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸があるが不完全な箇所。 護岸等が古くなりその効用が著しく低下している箇所。	
深 掘 れ	河岸が深掘れされ堤脚護岸の根固、水制等が破損し危険が予想される箇所。工作物の突出による堤体の深掘れが予想される箇所。	河岸が深掘れされているか、又は護岸の根固、水制等が一部破損して危険の生ずることが予想される箇所。	
背 水	海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって例年水があふれる危険がある箇所。	通年海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって、3～5年に1回以上水があふれる危険があり、水があふれた場被害を被ると予想される箇所。	
工 事	諸事情によって、増水期中に堤体工事（特に開削する場合）を施工する場合、一時的ではあるが危険が予想される箇所。		
工 作 物	堤防横断工作物の老朽化によって不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。		

第4章 水防体制

4. 1 水防支部（大田地区）の体制

水防支部（大田地区）は次の体制に区分して水防業務を行う。

なお、体制の配備は、次のいずれかの基準に該当した場合とする。

体制	体制配備の基準
準備体制	1. 大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、波浪警報の発表があり、水防支部長が必要と認めたとき。 2. 河川が水防団待機水位に達したとき。 3. 水防本部が要請したとき。
警戒体制	1. 大雨警報、高潮警報、洪水警報の発表があったとき。 2. 河川が氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。 3. 水防支部長が必要と認めたとき。
非常体制	1. 洪水、高潮等によって相当な被害が予想されるとき、又は現に災害が発生したとき。

【留意事項】

- (1) 地区長は、管内において水防警報及び洪水予報がすべて解除となり、河川の水位がピークを過ぎ氾濫注意水位を下まわっているとき、気象水象などの状況から水位が再上昇するおそれがなく体制を維持する必要がないと認めた場合は、支部長と協議し体制を解除できる。
- (2) 水防業務を開始又は終了したときは、速やかに時刻を付してその旨を水防本部及び水防県央支部に報告する。
- (3) あらかじめ水防組織及び業務体制を編成し、その業務分担表を水防本部に提出する。
- (4) 支部（大田地区）は、常時水防倉庫、備蓄資材の点検等必要な措置を行うとともに、気象等予警報の通知を受けたときは、水防管理団体と十分な連絡をとり、状況を把握して水防管理団体の行なう水防業務を指導する。

4. 2 水防管理団体（大田市）の体制

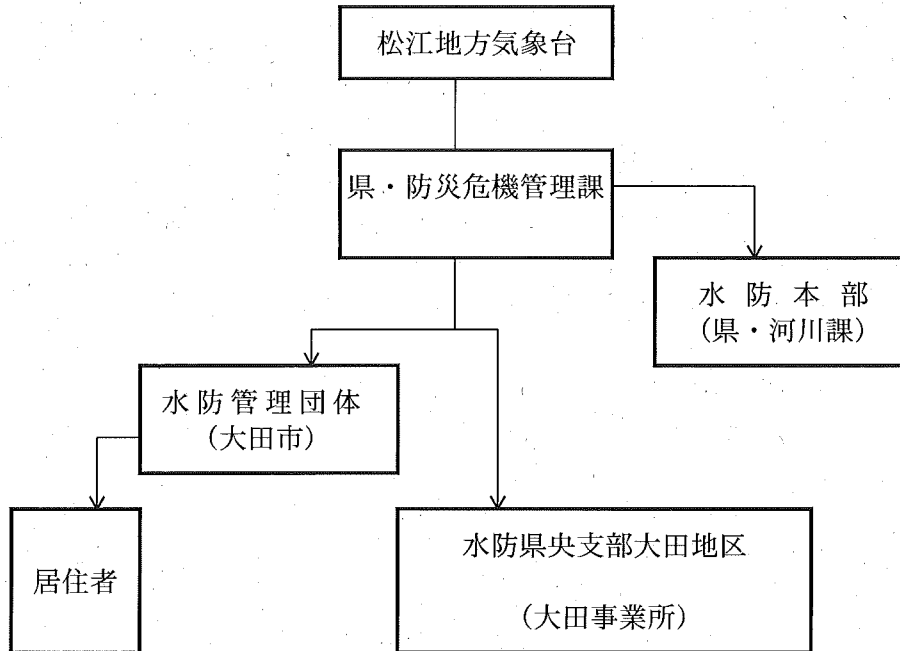
- (1) 水防管理団体は、水防に関する気象等予警報が発表されたとき、状況に応じて必要な水防業務を開始するものとする。
- (2) 水防管理団体は、水防業務を円滑に行うため、あらかじめ必要な水防体制を定めておくものとする。

4. 3 管内水防関係機関との連絡

管内水防関係機関と密接な連絡をとり、あらかじめ水防に関して必要な協議をしておく。

第5章 水防活動

5.1 気象予警報の伝達系統図



5.2 雨量及び水位の観測

雨量及び水位観測所の正確な情報の把握に努める。

○雨量観測所一覧表

水系名	観測所名	所在地	管理者	観測者	備考
静間川	大森	大田市大森町	県央県土	県央県土(大田)	水防情報システム
"	三瓶ダム	" 三瓶町	"	"	"
				三瓶ダム管理所	
"	中津森	" 三瓶町	"	"	"
大原川	清瀧ダム	" 久手町	"	県央県土(大田)	"
静間川	大田土木	" 大田町	"	"	土砂災害予警報システム
"	多根	" 三瓶町	"	"	"
小浜川	温泉津	" 温泉津町	"	"	"
潮川	仁摩	" 仁摩町仁万	"	"	"
田儀川	朝山	" 朝山町	"	"	"
静間川	水上	" 水上町	"	"	"
江の川	大代	" 大代町	"	"	"
"	志学	" 三瓶町	"	"	"
静間川	川合	" 川合町	"	"	"

5. 3 雨量・水位の観測システム及び利用可能な関係機関

関係機関は、県内の雨量・河川水位のテレメータ観測所を次の表で示す観測システムにより監視できる。これらのデータは、最短10分毎に速報値として更新される。

このうち、インターネットと携帯電話については一般に公表する。

平成31年4月1日現在

利用機関	雨量・水位の観測システム	所管	情報の内容	レーズ	時間	*1	国管理	県管理	県ダム	気象警
				雨量	雨量	雨量	河川水位	河川水位	ダム	注警報
行政	島根県総合防災情報システム	島根県 消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム	◎	○	○		○		◎
	島根県水防情報システム	島根県 河川課	河川課及び農地整備課砂防課所管データ(国土交通省が管理する河川水位の一部情報有り)		◎	◎	○	◎	◎	○
一般	インターネット 【しまね防災情報】 (PC版) https://www.bousai-shimane.jp/ (携帯版) https://www.bousai-shimane.jp/	島根県 消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システムで収集する情報	◎	○	○				◎
	インターネット 【島根県水防情報】 (PC版) https://www.suibou-shimane.jp/pc (スマホ版) https://www.suibou-shimane.jp/s (携帯版) https://www.suibou-shimane.jp/m	島根県 河川課	島根県水防情報システム		◎	◎	○	◎	◎	○
	メールシステム※登録者のみ 【しまね防災メール】	島根県 消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システムで収集する情報					○	○	○
	携帯電話 【国土交通省 川の防災情報】 http://i.river.go.jp/	国土交通省	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム及び国土交通省が管理する河川の一部情報	○	○	○	◎	○	○	

◎：推奨

その他、県内の雨量・河川水位を観測するシステムは次の表で示すものがある。

平成30年4月1日現在

雨量・水位の観測システム	所管	利用可能な関係機関等	情報の内容
島根県土砂災害予警報システム	島根県 砂防課	水防支部	土砂災害が発生する恐れをしらせる危険度情報
インターネット 【島根県砂防課土砂災害リアルタイム雨量】 http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/sabo_uryou/www/uryou/index.html	島根県 砂防課	全機関、一般	土砂災害が発生する恐れをしらせる危険度情報
インターネット 【国土交通省ホームページ】 http://www.river.go.jp/	国土交通省	全機関、一般	斐伊川、江の川、高津川に関する国土交通省が管理する河川の情報(島根県河川課ホームページからリンクしている)
インターネット 【気象庁ホームページ】 http://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象庁	全機関、一般	島根県内の気象庁管理(アメダス)の雨量等
インターネット 【防災情報提供センター】 http://www.nlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	国土交通省	全機関、一般	国土交通省(河川局・気象庁・道路局)管理の雨量

※1 土砂災害の発生を予測するための雨量情報は降り止んでから24時間経過するとリセット(ゼロ)になるが、他のシステムでは12時間経過すると(ゼロ)になる。但し水防情報システムのダム所管テレメータについてはダム毎にリセット時間が異なる

5. 4 欠測時の措置

- (1) 各水防関係機関は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表等ができない状態であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知するものとする。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表等ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知するものとする。

5. 5 水位通報

- (1) 水防支部（大田地区）は、水防に関する気象等予警報の連絡を受け、増水のおそれがあると認めるとき、又は河川が水防団待機水位に達したときは、常に水防情報システム水位観測所の水位の変動を監視するものとする。
- (2) 水防支部（大田地区）は、水防団待機水位、氾濫注意水位に達した場合、その時刻と水位を直ちに指定水防管理団体に通報するものとする。

○水位観測所及び指定水防管理団体

河川名	観測所名	所在地	堤防高		水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	指定水防 管理団体
			左岸	右岸				
静間川	川合橋	大田市川合町	4.80	4.80	1.30	2.20	2.90	大田市
	八日市橋	大市長久町	5.70	5.40	1.50	2.50	2.60	〃
三瓶川	神田橋	大田市大田町	4.60	4.60	1.30	2.10	2.50	〃
	長久	大市長久町	8.73	8.83	5.32	6.42		〃
宅野川	宅野	大田市仁摩町宅野	2.80	2.80	1.00	1.80		〃
潮川	善興寺橋	大田市仁摩町仁万	4.10	4.10	1.20	2.10		〃
福光川	古市橋	大田市温泉津町福光	3.80	3.80	1.10	1.90		〃

5. 6 水位周知

水防支部（大田地区）は、県が洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という）において、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に到達した場合は直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

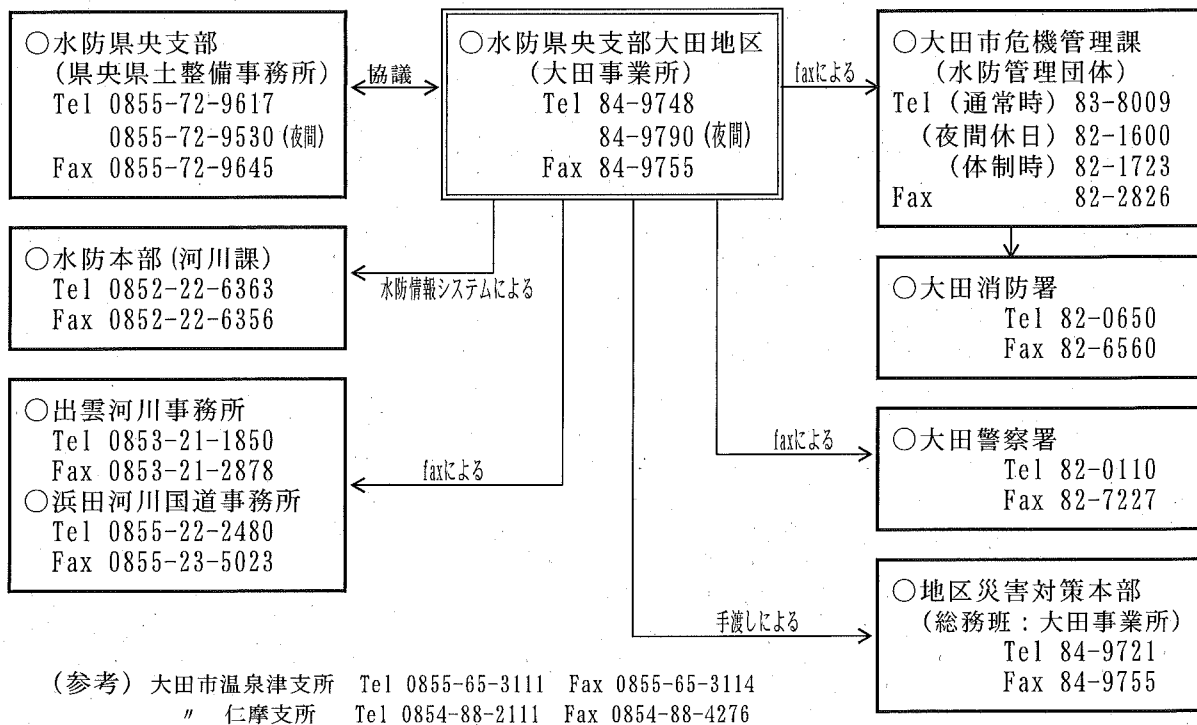
○水位周知河川及び区域

水系	河川名	区 域
静間川	静間川	左岸 大田市川合町（善性寺前）から大田市静間町（河口）まで 右岸 大田市川合町（善性寺前）から大田市静間町（河口）まで
	三瓶川	左岸 大田市大田町（日の出橋）から大田市静間町（静間川合流点）まで 右岸 大田市大田町（日の出橋）から大田市静間町（静間川合流点）まで

○氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報の発表水位

河川名	観測所名	所在地	氾濫注意情報 (氾濫注意水位)	氾濫警戒情報 (避難判断水位)	氾濫危険情報 (氾濫危険水位)
静間川	川合橋	大田市川合町	2.20	2.90	3.20
	八日市橋	大田市長久町	2.50	2.60	3.80
三瓶川	神田橋	大田市大田町	2.10	2.50	2.90

○水位周知の通報系統図



5. 7 水防警報

水防支部(大田地区)は、(1)の河川において水防警報を発表する必要が生じた場合は、速やかに支部長と協議し、水防警報を発表する。

なお、発表したときは直ちに水防関係機関に通知しなければならない。

1. 水防警報指定河川及び区域

水系	河川名	区 域
静間川	静間川	左岸 大田市川合町(善性寺前)から大田市静間町(河口)まで
		右岸 大田市川合町(善性寺前)から大田市静間町(河口)まで
三瓶川	三瓶川	左岸 大田市大田町(日の出橋)から大田市静間町(静間川合流点)まで
		右岸 大田市大田町(日の出橋)から大田市静間町(静間川合流点)まで

2. 水防警報の種類

(1) 待機

増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。

(2) 準備

水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保、堤防の巡視等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。

(3) 出勤

水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。

(4) 指示

増水状況及び河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な水があふれる箇所、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。

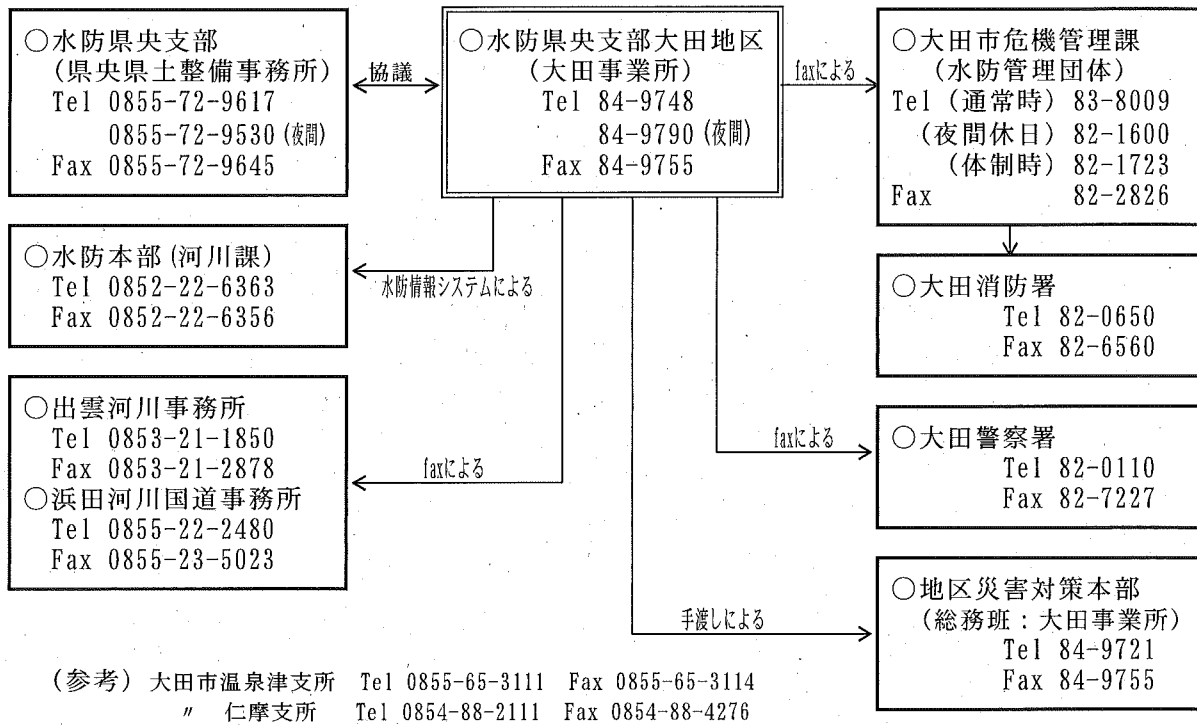
(5) 解除

水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

3. 発表の条件

発表の条件		待機	準備	出勤	指示	解除
発表の条件		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等により氾濫注意水位を越えたと見込まれるときで、氾濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ災害が生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。	氾濫危険水位に達し、災害のおそれのあるとき、その他水防活動上必要な情報。(適宜)	水位が氾濫注意水位下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	観測所名	水位 (m) (水防団待機水位)	水位 (m)	水位 (m) (氾濫注意水位)	水位 (m) (氾濫危険水位)	
静岡川	川合橋	1.30	1.80	2.20	3.20	
"	八日市橋	1.50	2.00	2.50	3.80	
三瓶川	神田橋	1.30	1.70	2.10	2.90	

4. 水防警報の通報系統図



5. 8 ホットライン

水防地区長は、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したことへの通知等、避難勧告等の発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、あらかじめ定められた通報系統図の通報・伝達に加えて、事前に構築したホットラインの活用等により速やかに水防管理者へ通報・伝達するものとする。

5. 9 ダムからの通報

1. 県土木部所管のダムからの通報

三瓶ダムのダム操作規則に定める通報について、別表第8-1号により規定する水防関係機関に通報するものとする。

2. 県農林水産部所管のダムからの通報

清瀧ダムのダム操作規則に定める通報について、別表第8-2号により規定する水防関係機関に通報するものとする。

5. 10 ダム、水門、樋門、堰の操作

各施設の管理者は、操作規則等に基づき管理及び操作を行うものとする。

また、操作規則等を定めていない施設の管理者は、常に施設が十分に機能できるように整備しておくとともに、水防時には適正な操作を行い水害の防止に万全を期するものとする。

水防管理者は、これらの施設の規模、能力等を熟知するとともに、施設管理者との連絡を密にし、緊急時に対応できる対策を確立しておくものとする。

堰一覧表 別表第4号

水門一覧表 別表第5号

ダム一覧表	……………	別表第6号
ダム機能表	……………	別表第7号
ダム関係通報系統図	……………	別表第8号

5. 1 1 河川等の巡視

水防管理者、消防機関の長は毎年増水期前に区域内の河川・海岸堤防等を巡視しなければならない。

巡視にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 危険な箇所の点検、確認をすること。
- (2) 上記以外に維持、小修繕等の応急的に措置を要する箇所があるときは直ちに河川・海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めること。

5. 1 2 水防機関等の出動と出動後の水防活動

1. 水防管理団体等の水防活動

- (1) 水防管理団体は、水防に関する気象等予警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測されるときは、あらかじめ定められた計画により、堤防の監視及び警戒配置につく。
- (2) 消防職員及び水防団員は、水防警報又は気象警報が発表されたとき、又は氾濫注意水位に達したときは、計画された人員で配置につくとともに、何時でも全員が出動できるように準備を整える。
- (3) 消防職員及び水防団員は、河川、海岸の状況、水防活動状況を水防管理者に報告する。特に河川、海岸に被害が生じている場合はその範囲を速やかに水防管理者に報告する。
- (4) 消防職員及び水防団員から報告があった水防管理団体は、速やかに水防支部（地区）へ報告する。（様式第5号、6号）
- (5) 水防活動に従事する者は、自身の安全を確保した上で、活動にあたること。

2. 支部（地区）の水防活動

- (1) 支部長（地区長）は、雨量、水位、風向等によって水害のおそれがあると認めるときはその状況を水防関係者に急報するとともに、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣し、水防の指導にあたらせるものとする。
- (2) 水防管理団体から水防活動等の報告があった場合は、別表第13号の伝達系統図により水防本部及び関係機関へ報告する。

3. 国の水防活動

国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは水防活動を行うことができる（特定緊急水防活動）。

（法32）

5. 1 3 河川管理者の協力及び援助

河川管理者（中国地方整備局長又は島根県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力を行う。

河川管理者の協力が必要な事項は、あらかじめ河川管理者に協議し、その同意を受けたうえで、水防管理団体の水防計画に記載する。

また、河川管理者は、浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び浸水実績等（浸水した地点、その水深その他の状況）を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行う。

5. 1 4 水防資材器具等の整備並びに輸送（別表第9号、10号）

1. 国土交通省の水防資材器具等

水防管理者は国土交通省出雲河川事務所及び浜田河川国道事務所所有の備蓄資材器具等の使用を必要とする場合には、直接当該事務所に要請するものとする。

2. 県の水防資材器具等

(1) 水防管理者は、県有備蓄資材器具の使用を必要とする場合には、水防支部長（地区長）に要請するものとする。

(2) 水防支部長（地区長）は、水防管理者の要請に基づき資材器具の提供を決定するものとする。

(3) 水防管理者は災害が発生し又はそのおそれがある場合において、県所有の排水ポンプ車の応援を必要とする場合は水防支部（地区）を経由し、水防本部へ出動を要請する。

3. 水防管理団体の水防資材器具等

水防管理団体は、水防上重要な箇所それぞれ水防倉庫等を設け、資材器具を備えておくものとする。

なお、備蓄の困難な土砂、竹木等についてはあらかじめ採取箇所を選定しておくものとする。

4. 水防資材器具等の輸送の確保

(1) 水防資材器具等を保有する各機関は、その輸送上緊急を要する場合には、適宜現地の輸送機関に対して協力を求めるものとする。

(2) 水防支部（地区）は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送経路を非常事態を考慮して定めておくものとする。

(3) 輸送のための県、水防管理団体の保有する車両の配置状況は、別表第12号表のとおりである。

5. 1 5 記録、報告

1. 記録

水防管理者は消防職員又は水防団員が水防のために出動したときは、次に掲げる事項を記録して保管するものとする。

(1) 警戒の出動及び解散命令の時刻並びに出動時刻。

(2) 出動水防作業員の氏名。

(3) 堤防等水防対象物の箇所、種類、延長及びこれに対する処置、結果。

(4) 使用資材及び数量。

(5) 破損した器具資材及び数量。

(6) 警戒中の観測水位。

(7) 水防法第17条の規定により、水防に従事させた者の住所、氏名、出動時間及びその事由。

- (8) 公用負担又は購入した資材、器具及びその数量、使用場所、並びに使用の事由。
- (9) 処分した障害物の数量、除去場所及びその理由。
- (10) 土地を一時使用したときは、その箇所、所有者の氏名及びその事由。
- (11) 水防作業中、死傷又は疾病にかかった者の氏名及び手当の状況。
- (12) 避難を指示した時刻及び事由。
- (13) 支出費の明細。
- (14) その他記録を必要とする事項。

2. 報告

水防管理者は、水防が終了したときは速やかに、様式第8号に必要事項を記入して、所轄水防支部（地区）を経由して水防本部長に報告するものとする。

5. 16 水防体制服務要領

1. 水防県央支部大田地区の体制

- (1) 地区長は、水防に関する気象等予警報を受けたとき又は地区長（又は支部長）が必要と認めた場合は、状況に応じて必要な水防業務を開始する。
- (2) 地区長は（1）のほか水防本部から要請があったときにおいても水防業務を開始する。

2. 業務の体制

(1) 準備体制

大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、波浪警報の発表があり、支部長が必要と認めたとき、河川が水防団待機水位に達したとき、又は水防本部が要請したときは準備体制勤務に服する。

(2) 警戒体制

大雨警報、高潮警報、洪水警報の発表があったとき、又は河川が氾濫注意水位に達するおそれがあるとき、支部長が必要と認めたときは警戒体制勤務に服する。

(3) 非常体制

洪水、高潮等によって相当な被害が予想されるとき、又は現に災害が発生したときは、支部長の指令により非常体制勤務に服する。

3. 服務

- (1) 水防体制は水防体制編成表（別表1）並びに非常体制業務分担表（別表2）により服務する。
- (2) 服務の体制は、支部長が指定した者及び水防県央支部大田地区水防体制表（別表3）による。
- (3) 勤務時間外における準備体制及び警戒体制の服務時間は、次のとおりとする。

ア 平日 17時15分から翌日8時30分まで

イ 休日 8時30分から 17時15分まで

17時15分から翌日8時30分まで

4. 職員の招集

- (1) 勤務時間外に支部体制配備の基準を満たしたとき、班長は班編成（別表3）により職員を招集する。
- (2) 警戒体制等勤務中に増員を必要とする場合、次の班から職員の応援を求めることができ

る。

(3) 非常体制が発令されたときは、全職員を非常招集する。

5. 勤務の記録

勤務中の次の事項を記録し、勤務終了後管理担当に引き継ぐものとする。

(1) 記録表（様式4）

(2) その他必要な事項（通行規制状況、被害状況等）

別表 1

水 防 体 制 編 成 表

体制区分	気象通報区分	業務命令区分	業務体制	業務の内容	備考
準備体制	大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 波浪警報	○左記の気象通報の発表があり、支部長が必要と認めたとき。 ○河川が水防団待機水位に達したとき。 ○水防本部から要請があったとき。	勤務時間内は、 管理課担当 勤務時間外は水 防班 1 個班	1. 情報の収集並びに伝達 2. 水防本部(河川課)から指示された事項 3. その他	
警戒体制	大雨警報 洪水警報 高潮警報	○左記の警報発表があったとき。 ○河川がはん濫注意水位に達するおそれがあるとき。 ○支部長が必要と認めたとき。	勤務時間内は、 管理課担当 勤務時間外は、 水防班 1 ～ 2 個 班		
非常体制		○洪水、高潮等によって相当な被害が予想されるとき。 ○または、現に災害が発生したとき。	全 職 員	非常体制時業務分担表による	

注) 水防班長が必要と認めた場合、班長は別表 3 の維持班に連絡する